

告示

埼玉県告示第千三百二十五号

令和二年埼玉県告示第七百三号（令和二年度地籍調査事業計画）の一部を次のように改正したので、国土調査法（昭和二十六年法律第八十号）第六条の三第五項の規定により、公示する。

令和二年十一月十七日

埼玉県知事 大野 元裕

表中

川越市	南古谷第四	令和二年五月二十六日から 令和三年三月三十一日まで
川越市	南古谷第五	令和二年五月二十六日から 令和三年三月三十一日まで

を

に改める。

川越市	南古谷第四	令和二年五月二十六日から 令和三年三月三十一日まで
川越市	南古谷第五	令和二年五月二十六日から 令和三年三月三十一日まで
川越市	古谷第一	令和二年十一月十二日から 令和三年三月三十一日まで